

山形銀行 振込明細帳利用規定

1. (利用申込みの成立)

当行所定の振込明細帳利用申込書の提出を受け、当行がこれを承諾した際にこの規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (受取人口座等の届出)

振込明細帳（以下「明細帳」という）を利用するにあたっては、あらかじめ振込金受取人の取引銀行・店名・預金種目、口座番号および口座名を当行に届出てください。なお、振込明細帳を利用した振込については、振込の都度新たに振込金受取人を振込機能付現金自動預入支払機（以下「振込機」という）で指定することができます。

3. (明細帳の利用)

明細帳は、当行の振込機を使用して振込む場合に利用することができます。

4. (振込機の利用時間)

振込機は当行所定の時間内に利用することができます。振込通知の発信については振込規定により取扱います。

5. (振込の方法等)

(1) 振込機により振込を行う場合は、振込機に明細帳および現金または当行発行のキャッシュカード・各カードローンカード等あるいは振込機による振込業務を提携した金融機関の発行したキャッシュカード等（以下「カード」という）を挿入して操作してください。

なお、振込機の機種により現金による振込の取扱いができない場合があります。

(2) 現金で振込む場合、またはカードにより預金口座から資金を振替えて振込む場合の1回または一日あたりの振込は当行所定の金額の範囲内とします。

(3) 第1項の操作において、振込後の画面に振込金額、振込先銀行、受取人名等の振込内容を表示しますので内容をお確かめください。ご確認いただいた内容により当行は所定の振込手続（電信扱）を行います。この場合、振込の取消はできません

6. (明細帳への記帳)

振込機により振込を行った場合には、振込日、振込先銀行・店名、受取人、振込金額等の振込内容を明細帳に記帳します。

7. (手数料)

(1) 明細帳による振込を取扱う場合は、当行所定の振込手数料をその都度いただきます。

(2) カードにより預金口座から資金を振替えて振込むときは、当行所定の現金自動支払機の利用に関する手数料をあわせていただく場合があります。

8. (住所等の変更)

氏名、住所および電話番号等に変更があった場合は、明細帳を持参のうえ、直ちに当行に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については当行は責任を負いません。

なお、振込人の変更はできません。

9. (受取人等の変更・取消)

受取人の口座番号変更等受取人にかかる届出事項を変更する場合（振込先銀行、支店の名称変更を含む）または、受取人登録を解除する場合には、直ちに書面により当行に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については当行は責任を負いません。

10. (明細帳の再発行)

明細帳を失ったときは、当行へ届出てください。明細帳の再発行は当行で行います。

11. (解約)

(1) 明細帳の利用を取りやめる場合には、当行所定の解約申込書を明細帳とともに当行へ提出してください。

(2) 3年以上の期間にわたり、明細帳の利用がない場合には、当行はこの契約を解約することがあります。

なお、この場合、解約通知は省略します。

12. (振込の遅延)

あらかじめ届出をうけた振込人、受取人の内容に不備があった場合は、照会等のために振込人の入金が遅延または不能となることがあります。また、やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込金の入金が遅延することもありますのでご了承ください。

13. (振込規定の適用)

この規定に定めのない事項については、振込規定により取扱いさせていただきます。

14. (その他)

明細帳による振込で、受取人との間に紛議が生じても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)